

重 要

2012年（平成24年）8月

新規登録弁護士雇用企業各位

東京弁護士会
会 長 齋 藤 義 房
第一東京弁護士会
会 長 樋 口 一 夫
第二東京弁護士会
会 長 橋 本 副 孝

東京三弁護士会新規登録弁護士研修について（協力依頼）

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しています。本研修は、登録1年未満の弁護士に対し、弁護士自治・会務活動等を中心とした弁護士制度に関する研修並びに実務研修を含めた民事及び刑事双方に関する研修を組織的に行うことにより、弁護士としての使命を自覚させ、かつ、実務家としての弁護士が最低限必要とする基本的な知識及び能力を具備させることを目的として実施するものです。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、**履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会で実施する新規登録弁護士研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。**

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用企業の協力のお願い】

上記のとおり、東京三弁護士会では、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも会研修協力義務を課しておりますところ、新規登録弁護士を雇用する企業に対しましても新規登録弁護士が義務研修を充分履修することが出来るよう協力をお願いしております。

雇用する企業にとりましても、新規登録弁護士が義務研修を充分履修することは極めて重要なことでありますので、所属会の如何を問わず、新規登録弁護士が所属する弁護士会及び連合会が行う新規登録弁護士研修を履修するよう指導し、ご協力下さい

ますよう、宜しくお願い申し上げます。

【新規登録弁護士研修協力確認書提出のお願い】

東京三弁護士会への入会申込の際には、雇用企業から「新規登録弁護士研修協力確認書」を新規登録弁護士を通して提出して頂くことになっています。この確認書は、新規登録弁護士研修への指導・協力をして頂くことを確認するための資料として提出をお願いするものです。

新規登録弁護士（予定者）に事前に「新規登録弁護士研修協力確認書」の用紙を持参させますので、貴社において新規登録弁護士研修への指導・協力担当者を定め、当該用紙に署名捺印のうえ、新規登録弁護士に渡して下さい。確認書は、入会の際に新規登録弁護士自身が登録する会に提出することになっています。

各位には本研修制度の趣旨をご理解のうえ、何とぞご協力下さいますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

1. 各会の研修概要及びスケジュール
2. 新規登録弁護士研修協力確認書